

新しい授業料制度について

岩手県教育委員会

法律の改正により

平成26年4月から公立高等学校授業料の不徴収制度が廃止され
新1年生から「高等学校等就学支援金」制度が導入されます。

- ◎ 高等学校では、原則として授業料を納付することになります。
- ◎ 但し、一定収入未満の方は「就学支援金」の申請手続きを行うことにより、授業料等（授業料及び通信制受講料）の納付が不要となります。
 - ・ 一定収入=「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満（年収910万円程度）
 - ・ 収入の確認は、保護者（父、母等）の合算になります。
 - ・ 申請手続きをしない場合は、授業料等を納付して頂くことになります。

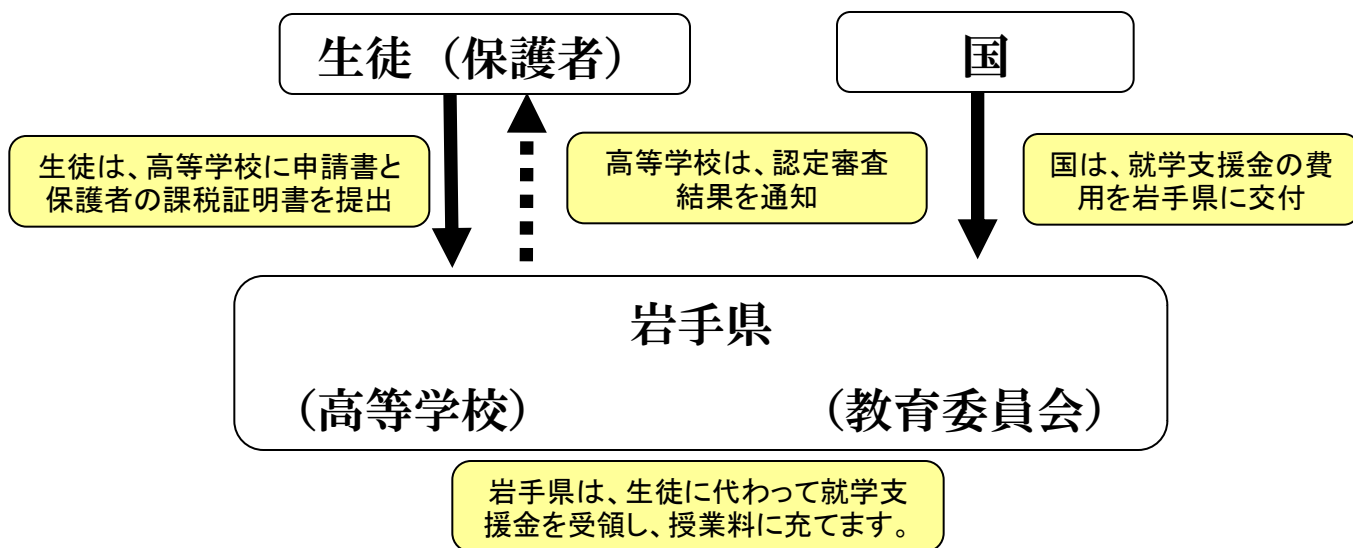
授業料を納付して頂く場合は、諸会費等口座振替納付依頼書の口座から振替となります。
授業料の額は、全日制が月額9,900円、定時制が月額2,700円です。

- ◎ 就学支援金の申請は、次の書類を、入学手続きの日に入先高等学校に提出してください。
 - ① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（別紙 様式第1号）
 - ② 課税証明書等（「2、添付書類について」参照）

※ 就学支援金制度は、平成26年4月以降に入学する方が対象です。平成26年4月1日前から引き続き高校に在学している方は、従前の授業料不徴収制度が適用されます。

また、公立高等学校の就学支援金制度は、法律改正に基づきますので、平成26年4月から全国一斉に新制度がスタートします。

就学支援金事務の流れ



就学支援金の申請手続きについて

1、高等学校等就学支援金受給資格認定申請書の提出について

別添の様式第1号「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」により、申請の有無の確認及び認定事務を行いますので、全員提出してください。

就学支援金を申請する場合	別紙の「記入上の注意」を確認のうえ、申請書の各項目に従って記入漏れの無いように記載してください。
就学支援金を申請しない場合	所得超過である等の理由により就学支援金を申請しない場合は、生徒氏名欄に記載のうえ、その欄の下の余白に「申請しません」と記載してください。その後の各欄は記載不要です。

2、添付書類について

就学支援金の支給要件（世帯の「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満（年収910万円程度）の世帯であること）を確認するため、申請書に下記の書類を添付して提出してください。
なお、就学支援金を申請しない方は添付書類の提出は不要です。

区 分	提出書類
① 保護者がいる場合 ※②に該当する者を除く	保護者全員分の、右欄のいずれかの書類 ※保護者とは親権者（通常は父母）をいいます。 ・市町村民税課税証明書 ・納税通知書（写） ・特別徴収税額の決定通知書（写） 【保護者の一方が控除対象配偶者の場合】 （例：父母のうち、母が無収入）等 保護者全員の「市町村民税所得割額」の合計が30万4,200円未満となることが明らか場合は、控除対象配偶者の所得確認書類の添付は省略できます。 ※個別に確認をさせていただく場合があります。
② 保護者がいない場合 ※下表に該当する場合	主として生徒の生計を維持している者又は生徒本人の、右欄のいずれかの書類 ・市町村民税課税証明書 ・納税通知書（写） ・特別徴収税額の決定通知書（写） ・生徒の健康保険証等の写し

【注】「保護者」については、P4『就学支援金の認定における「保護者等」について』を参照してください。

※申請書裏面の【2. 保護者等の収入の状況について】（2）②に該当する場合

- ・児童相談所に入所しており、児童相談所長が児童福祉法の規定により親権を行っている
- ・児童福祉施設に入所しており、児童福祉施設の長が児童福祉法の規定により親権を行っている
- ・法人である未成年後見人が選任されている
- ・民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみ公使すべきこととされた未成年後見人が選任されている
- ・その他、何らかの理由により保護者の所得に関する書類を提出できない
- ・生徒が成人に達している

3、提出期限等について

申請書類は、各入学先高等学校における入学関係手続き書類と一緒に提出してください。

4、今後の手続きについて

今回の申請では前々年の所得を確認し、4月から6月分の就学支援金の支給を判断します。
また、7月には改めて前年の所得を確認し、7月分以降の就学支援金の支給を判断します。

市町村民税所得割額の確認について

市町村民税所得割額は、下記の例のとおり課税証明書や特別徴収税額の決定通知書に記載されています。（様式は各市町村で異なりますので、記載箇所が不明な場合は、市町村窓口で確認してください。）

確認の結果、保護者全員を合算して30万4,200円以上の場合は、申請しない場合の記載方法により申請書を提出願います。

【市区町村民税課税証明書の例】

市区町村民税課税証明書							
納税義務者		住所 氏名					
記							
年度 平成 年度 (平成 年分所得)	所得の金額 0円			税額		年税額	
	納入金額			所得割額		均等割額	
	給	与	0円	市民税	0円	0円	0円
	公的年金等					0円	
所得の金額の内訳		本人該当	扶養該当	所得控除額		課税標準額	
総所得 (内給与)	0円 (0円)	特別障害者 その他障害者	老人控対配 同居老親等	0人	雑損 医療費	0円 0円	総所得 土地等事業雑
土地等事業雑	0円	老年人	老人扶養	0人	社会保険料	0円	分離短期譲渡
分離短期譲渡	0円	寡婦	特定扶養	0人	小企共済掛金	0円	分離長期譲渡
分離長期譲渡	0円	特別寡婦	16歳未満	2人	生命保険料	0円	株式等の譲渡
株式等の譲渡	0円	寡夫	その他扶養	1人	寄附金	0円	上場株式配当
上場株式配当	0円	勤労学生	同居特別障害	0人	地震保険料	0円	先物取引所得
先物取引所得	0円		特別障害	0人	障老寡学	0円	山林
山林	0円		その他障害	0人	配偶者特別	0円	退職
退職	0円				配偶扶養基礎	0円	
				16歳未満の被扶養者数は、平成23年度以前分については、その他の扶養に含まれています。		地震保険料は、平成18年度以前分について、損害保険料と読み替えます。	
その他の事項							
上記のとおり証明します。 平成 年 月 日							
						市区町村(長)名	公印

【市区町村民税 特別徴収税額の決定通知書の例】

平成25年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)																																
所得	給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の 合算所得区分	総所得金額①	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	市 民 税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額⑫-⑩-⑪	変更前税額⑬	増減額⑬-⑭	変更	月	月	
所得控除	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	障・寡・勤	配偶者特別	扶養基礎	所得控除合計②	控老	扶養親族該当区分	本人該当区分	市 民 税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引納付額⑫-⑩-⑪	変更前税額⑬	増減額⑬-⑭	変更	月	月

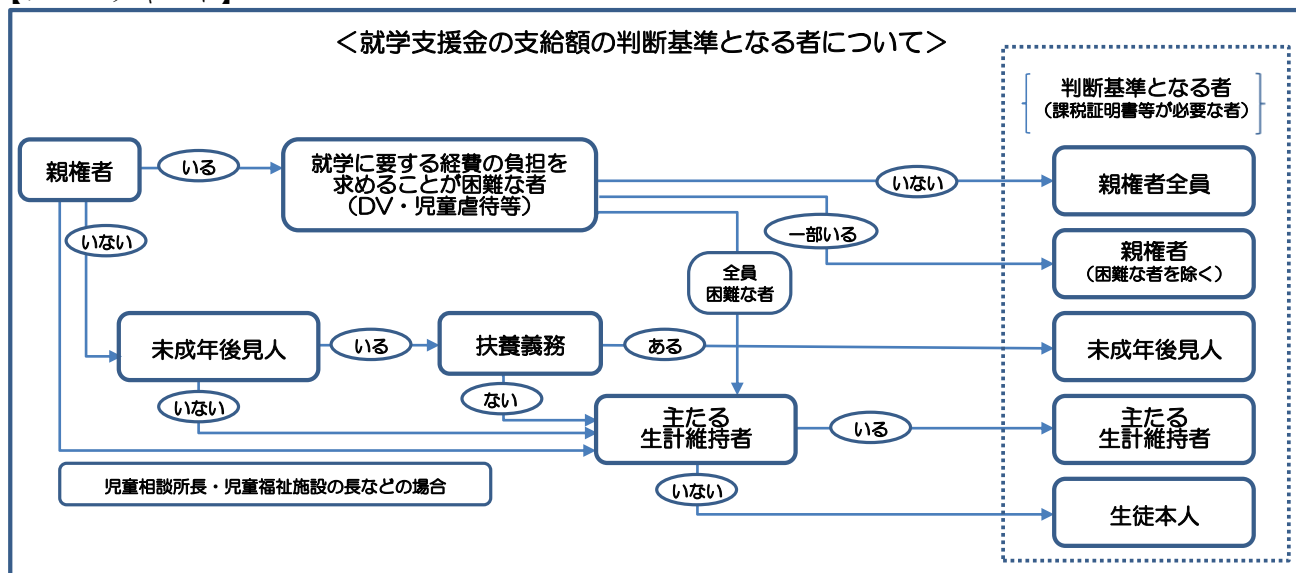
就学支援金の認定における「保護者等」について

就学支援金の認定にあたっては、「保護者等」の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円未満であることが要件となります。

所得確認が必要となる「保護者等」とは下記のとおりとなります。フローチャートにより対象者を確認のうえ所得確認書類を提出してください。

区分	所得確認対象者
保護者がいる場合	<p>親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)全員</p> <p>ただし、次の①から⑤は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 児童福祉法第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 8 第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定により親権を行う児童相談所長 ② 児童福祉法第 47 条第 1 項の規定により親権を行う児童福祉施設の長 ③ 法人である未成年後見人 ④ 民法第 857 条の 2 第 2 項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人 ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者 <p>【留意事項】 就学支援金の認定は、原則として「親権者」の所得により判断します。 ただし、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる親権者は除きます。 (下記「フローチャート」参照)</p>
保護者がいない場合 (生徒が成人に達している場合を含む。)	<p>主として生徒の生計を維持している者又は生徒本人</p> <p>【留意事項】 主として生徒の生計を維持している者とは、医療保険各法等において生徒を扶養している関係にある者等をいいます。 生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合はその生計維持者、生徒が本人の収入により生計を維持している場合は生徒本人の所得により判断します。</p>

【フローチャート】



※確認対象者についてご不明な場合や特別な事情がある場合は事務室までご相談ください。